

日本年金機構 からのお知らせ

保険年金課 (☎372-3311・内線2122)



年金に関する大切な
書類が届きます



〈社会保険料（国民年金保険料）控
除証明書〉

国民年金保険料は、納付した全額
が所得税と住民税の社会保険料控除
の対象になります。配偶者や家族の
保険料を支払っている場合は、その
分も合わせて控除が受けられます。
年末調整や確定申告のときに原本
が必要です。領収書などと一緒に、
大切に保管してください。

送付時期 11月上旬

*10月1日以降に今年初めて国民年
金保険料を納付した方には、令和5
年2月上旬に送付されます。

〈令和4年分公的年金等の源泉徴収
票〉

令和4年中に支払われた年金の総
額や、年金から差し引いた所得税額
などを知らせるものです。

確定申告のときに原本が必要です。

大切に保管してください。

対象 老齢年金を受給している方

送付時期 令和5年1月下旬

*障害年金・遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

このようなきときは
手続きが必要です



◆年金を受け取る金融機関を変える
年金受給権者受取機関変更届を提
出してください。

◆年金証書を紛失した・汚した
年金証書再交付申請書を提出し、
再交付を受けてください。

提出先 新さつぽろ年金事務所

*変更届・申請書は、保険年金課や
西部・大曲・西の里出張所にもあり
ます。

委託しています
保険料収納業務



日本年金機構では、保険料の納付
が確認できない場合、委託業者が電
話や文書、戸別訪問で、納付や免除
申請手続きなどの案内をしています。
市内は(株)アイヴィジットが担当し
ています。



問い合わせ先

新さつぽろ年金事務所
(札幌市厚別区厚別中央
2条6丁目4番30
☎892-1631)



いい 暮らし
11月30日は年金の日です！

年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。所得が少なく保険料の納付が困難な場合、未納にするのではなく保険料免除申請を行い、承認されれば納付が免除されます。

また、ねんきんネットを利用すると、パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録が確認でき、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンの試算をすることができます。ねんきんネットは、日本年金機構のホームページからご覧ください。二次元コードからも、アクセスできます。

